

**税務課からのお知らせ**

**国民健康保険税の改正について**

**問い合わせ先＝税務課諸税係（内線153・154）**

**■ 軽減制度の対象者が拡大**

国民健康保険税は、世帯所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。本年度、5割と2割の軽減を判断する基準額を見直しました。

△5割軽減＝前年の総所得など、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×51万円）以下」の世帯  
○改正点＝「50万5千円」→「51万円」

△2割軽減＝前年の総所得などが、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯  
○改正点＝「27万5千円」→「28万円」

■ 減免割合および減免期間

区分	変更前（平成30年度以前）	変更後（令和元年度以降）
所得割・資産割	全額免除	全額免除
均等割	半額免除	国保加入から二年間に限り半額免除※2
平等割※1		

■ 国民健康保険税の旧被扶養者減免の期間が変更

旧被扶養者（会社の健康保険などの被保険者が後期高齢者の扶養に移行する際、その被扶養者が65歳以上の者）が、左表のとおり変更となりました。

※1＝平等割の減免は、世帯のうち、医療分が3万円引き上げとなりました。  
○改正点＝「58万円」→「61万円」

■ 後期高齢者医療保険料の改正について

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。

△5割軽減＝前年の総所得などが、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯  
○改正点＝「50万5千円」→「51万円」

△2割軽減＝前年の総所得などが、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×51万円）以下」の世帯  
○改正点＝「27万5千円」→「28万円」

■ 保険料均等割額の軽減制度の見直し

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。

△5割軽減＝前年の総所得などが、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯  
○改正点＝「50万5千円」→「51万円」

■ 元被扶養者の保険料の軽減措置の見直し

本年度から、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、後期高齢者医療の資格取得後2年を経過するまで、均等割額が5割軽減されます。所得割額は課されません。所得割額はこれまで9割軽減となっていましたが、軽減割合が見直されました。

△5割軽減＝前年の総所得などが、「33万円+（世帯主を含む被保険者数×28万円）以下」の世帯  
○改正点＝「均等割額が軽減される期間が、資格取得後2年を経過する月までとなりました。  
（金）

■ 納期限のご案内

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料お支払いの方法

●納付方法

- ・普通徴収＝納付書や口座振替により納める方法
- ・特別徴収＝年金からの引き去りにより納める方法

●通知書発送予定期

○国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料お支払いの方法

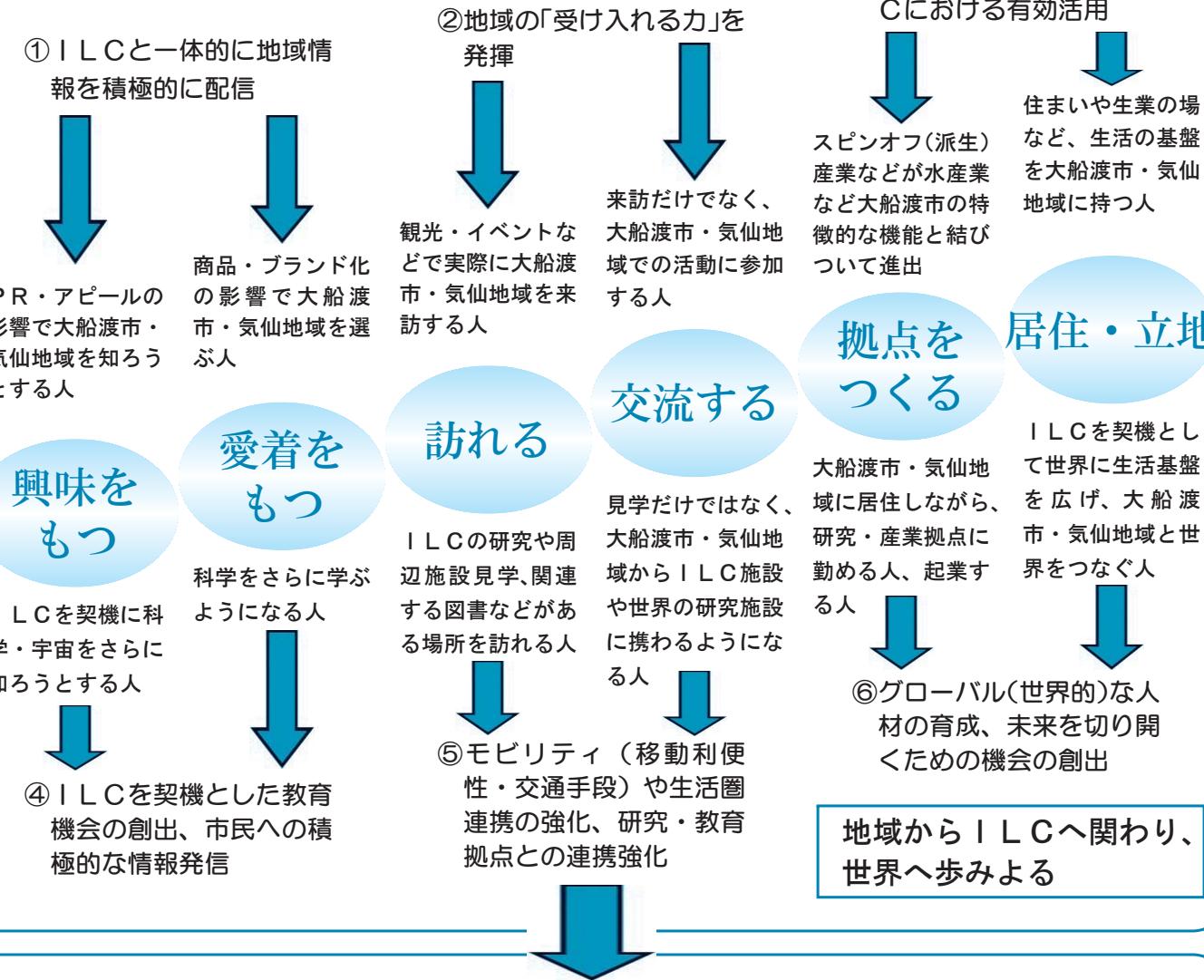
●通知書発送予定期

○第1期＝7月31日（水）  
・第2期＝9月2日（月）  
・第3期＝9月30日（月）  
・第4期＝10月31日（木）  
・第5期＝12月2日（月）  
・第6期＝12月25日（水）  
・第7期＝令和2年1月31日（金）

## 「関わりの阶段」

関わり方によって関与の度合いや必要な取り組みが異なりますが、いずれも大切に育むべき「関わり」です。また、大船渡市・気仙地域の住民も、ILCとさまざまな関わりを持つことで、広く世界で活躍し、ふるさと世界をつなぐ人材となることも想定されます。

### ILCが発する「関わり」を受け入れる



## 「本市に関わる人」を増やすための5つの分野からみた将来像



ILC施設内のイメージ図

◎スピンオフ  
特定の分野で開発された技術を民生転用（民間の需要に転用）すること。または、転用された技術を利用して生産された民需製品のこと。

◎コアゾーン（「ILC東北マスタープラン」におけるILC建設候補地を中心とした地域）に、北は盛岡市、南は仙台市まで、岩手県と宮城県の各都市が南北に位置し、これら地域のポテンシャルを総合として生かし、ILCの多様な効果を最大限發揮できるエリアとして位置づけているもの。